

ポスト・コロナを見据えた経済再生に向けて
(2021年11月18日 関西大会政策提言)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国は、9月末に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されるなど、感染拡大防止の取り組みを継続するウィズ・コロナを前提としつつも、産業と経済を前に進めていく段階となっている。

こうした中、ポスト・コロナを見据えた経済再生に向けて、景気対策の着実な実行で経済を下支えしつつ設備投資を始めとする民間需要の喚起、生産性の向上等を通じて、民需主導の成長軌道に乗せていくことが重要である。

一方で、わが国は2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めており、官民連携・国際連携を図りながら、気候変動対策を推進する必要がある、再生エネ・省エネの最大限の導入に加え、脱炭素エネルギーの安価・安定供給を可能とする、高度でレジリエントなエネルギーシステムの構築に取り組むべきである。

なお、コロナ禍を通じ露呈した日本社会のデジタル化への遅れに官民一体となって対応していく必要がある、社会・経済活動のありようが急速に変化する中で、DXを活用した事業変革の加速が求められる。

また、半導体などの電子部品の調達難が自動車関連など多くの産業に影響を及ぼしており、日本の産業競争力強化のためには、強靱なサプライチェーンを構築していかなければならない。

我々産業機械業界は、感染拡大の防止に向けた取り組みを徹底すると共に、関連産業との連携を更に強化しながら、新型コロナ収束後の社会を見据え、わが国産業の生産性向上や競争力強化に貢献していく必要がある。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. ポスト・コロナを見据えた経済再生に向けた施策

- (1) 緊急事態宣言は解除されたものの、冬の新型コロナ感染再拡大の懸念も指摘される。医療分野への支援の継続や検査体制の強化等に取り組むこと。同時に、社会経済活動の活性化に向けて、ワクチンパスポート導入による隔離期間の短縮・免除や入国手続きの簡素化など、必要な施策を早急に実現すること。
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、経済成長と環境保全の好循環を創出すると共に、ポスト・コロナに向けた確固たる設備投資の機運醸成のため、省エネ・脱炭素設備を普及促進する設備投資減税や補助金の新設・延長等、総合的な措置を講じること。
- (3) 経済再生に向けた2021年度補正予算の編成に当たっては、新型コロナ対策やサプライチェーンの強化、中小企業支援など、緊急性や必要性の高い分野に重点配分すること。
- (4) 国内景気の下支えにつなげるため、国土強靱化に向けた社会インフラの老朽化対策等の公共投資の前倒し発注等を実施すること。また、自然災害以外の要因も踏まえた企業のBCP対策に伴う設備投資等への税制優遇措置等の支援策を拡充すること。
- (5) 「2025年大阪・関西万博」は、わが国産業が有する革新的技術や製品・サービスを世界に発信する機会であり、開催に向けた各種支援を更に充実させるなど、オールジャパンで成功に導くこと。
- (6) 為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

2. 産業競争力の強化に向けた施策

- (1) ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ時代の産業競争力の強化には、絶え間ないイノベーションの創出や飛躍的な生産性の向上が重要であり、研究開発税制の堅持・拡充や新たな設備投資促進税制の創設等に、優先的に取り組むこと。
- (2) 今後のわが国産業の成長と競争力強化に不可欠なDX・IoT・AIなどへの投資を喚起する各種施策を継続的に実施すること。

- (3) 将来の「ものづくり」を支える人材、グローバル人材、AI・IoT人材等の教育・育成プログラムの構築、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の充実、女性・高齢者の雇用環境の整備、外国人材の活用拡大等、各種施策を総合的に進めること。
- (4) 団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を踏まえて、事業の持続や生産性向上のために、AI・IoT装置による遠隔監視システムの導入等の新技術の活用で代替できる規制については見直しを図ること。
- (5) 深刻化するサイバー攻撃への対処は、企業単位では限界があり、セキュリティ確保に向けた更なる規制や防御の取り組みを図ると共に、インセンティブ付与等による中小企業対策をより強化すること。
- (6) サプライチェーンを支える中堅・中小製造業の成長力をより強化するため、IoTの活用や国際的な事業活動等を支援する各種施策を一層充実させること。

3. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 民間企業の社員が海外出張しやすい環境を整えるため、PCR検査やワクチン接種等の情報の各国共通化を進めること。
- (2) 日本企業が新興国等で質の高いインフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、開発計画の作成や人材育成、制度構築の支援等に日本企業の技術協力を活用するなど、わが国ODAにおけるタイド援助を拡大させること。
- (3) 米中対立など世界で保護主義的な動きが強まっている。わが国産業の事業活動の促進はもとより、世界経済の健全な発展に欠くことのできない自由貿易推進に向けた戦略的取組を継続すると共に、TPPや日欧EPA、RCEPの活用を促進する取り組みを一層強化すること。

4. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 2030年のエネルギーミックスにおいて、再生可能エネルギーの比率を引き上げることは重要である一方、一定の割合を占める火力発電の高効率化・低炭素化を進めると共に、原子力発電も安全性を大前提に再稼働していくなど、エネルギー政策の大原則であるS+3E（安全、安定供給、経済性、環境）を踏まえたものとする。
- (2) 脱炭素化に不可欠な熱源としての水素・アンモニアや、CCS・CCUSに関するイノベーションを加速すると共に、利活用を推進すること。
- (3) より多くの事業者が省エネ投資に積極的に取り組めるよう、省エネ効果や脱炭素効果の高い製品・サービスを評価・認証する仕組み等を整備すると共に、これら省エネ投資への税制優遇措置等の支援を拡充すること。
- (4) カーボンプライシングの強化は、省エネや生活様式の見直しに加え、コスト負担で広く人々の協力が必要であり、更には企業の国際競争力に深刻な影響を及ぼすことはないか、慎重な議論の先に答えを見いだすこと。
- (5) 改正温暖化対策推進法の成立に加え、地球温暖化対策計画の修正案が公表され、省エネ法の見直し作業などが進んでいるが、国民や企業が新たに取り組むべき内容を部門毎にわかりやすく示すと共に、脱炭素に必要なコスト等を明らかにし、産業界の理解を得ること。
- (6) 安全・安心社会の実現に向け、機械安全標準の普及に努めると共に、日本の優れた安全技術の国際標準化活動を強化すること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝、事故予防・保守へのAI活用、事故リスクを低減する機械装置の導入等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。